



電線の位置は確認しましたか？

令和6年度に国土交通省へ報告された無人航空機による事故のうち、約70%は農薬散布中に発生しており、その多くは電線等への接触に起因する事故です。事前確認を行っていても、電線等は風景に溶け込んで見落としてしまう場合などがあるため注意が必要です。安全な農薬等の空中散布に向け、無人航空機を使って農薬等を散布する場合には、以下事項の徹底をお願いします。

⚠ 事前に確認してください

- 操縦者及び補助者は、共同で実地確認を実施し、危険箇所等の情報を確実に把握し、互いに共有しましたか。
- ほ場周辺の地理的状况等を十分に勘察し、実施除外区域の設定や散布薬剤の種類、剤型の選定などを含めた散布計画を作成しましたか。
- 機体の機能・性能を良く理解しましたか。
- ほ場周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、養蜂の巣箱、有機農業が行われているほ場等がある場合には、居住者等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先についての情報提供を実施しましたか。
- 実飛行に沿った適切な飛行計画(日時・経路等)をドローン情報基盤システム(DIPS 2.0)に通報しましたか。

⚠ 散布時に注意してください

- 隣接していないほ場等へ機体を移動させる場合は、車両等に乗せて運搬しましょう。
- ほ場に隣接した障害物がある場合は、障害物に対して平行に散布を行いましょう。
- 操縦者と補助者は、散布中は互いに連絡を取り合い、障害物に接近している等の情報を共有しましょう。
- 気象条件の変化等を随時確認しながら、強風により散布作業が困難であると判断される場合には、無理に作業を続行せず、気象条件が安定するまで待機しましょう。

無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドラインについてはこちら▶
https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/attach/pdf/muzinkoukuuki-2.pdf



事故事例については裏面へ！

風が強いときは、無理せず作業を一時中断！

農薬等の空中散布の事故事例



農薬散布を行う際には、表面の内容に加え、農薬ラベルの記載事項を守るとともに、あらかじめ、安全対策通知(無人航空機による農薬の空中散布における安全対策について)に記載の事故事例、留意事項を確認してください。

よくある事例

- 電線は見えていたものの、家屋等への引込線や電柱の支線など、見えにくい障害物を見落とし、接触してしまった。
⇒ 散布前に実地確認を実施し、見えにくい障害物への接触を避けられる飛行経路を設定する。
- ほ場間を移動する際に、架線の横断や道路への着陸などの不適切な飛行を行ったことにより、架線への接触や自動車との衝突に繋がってしまった。
⇒ 不適切な飛行を行わない。
ほ場間の移動や着陸場所を含めた安全な飛行経路を事前に設定しておく。
- 操縦に不慣れだったことによる事故や、操縦者の意図とは違う動きをした時に、適切なコントロールができなかったことで建物等へ接触してしまった。
⇒ 山間部などはGPSの受信不良が起こりやすいことに留意するとともに、GPS制御が働かない場合にも対応できるよう、技術向上に努める。
- 強風時に散布してしまい、農薬が飛散(ドリフト)したことによる作物への被害や自動車に農薬がかかってしまった。
⇒ 周辺の安全管理を徹底するとともに、農薬が飛散する可能性があるかと判断した場合は、散布を即時中止する。

無人航空機による農薬の空中散布における安全対策についての詳細はこちら▶
https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/mizin_tuuti/attach/pdf/index-9.pdf



万が一事故が発生した場合は…

- 航空安全に関する事故(人の負傷や物件の損壊等)
ドローン情報基盤システム(DIPS 2.0)の事故等報告機能を用いて、速やかに報告
<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>
- 農薬安全に関する事故(ドリフトや流出等)
ガイドライン別記様式3(事故報告書)を用いて、散布を実施した都道府県に速やかに報告
https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/muzinkoukuuki.html

